

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

# 保健福祉委員会会議録

令和 8 年 6 月 1 7 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

## 保 健 福 祉 委 員 会 会 議 録

- |                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 1 開会年月日         | 令和8年6月17日(水)  |   |
| 2 開会場所          | 議会第1会議室   |   |
| 3 出席者<br>(9人)   | 委員長 松尾伸子<br>委員 中村謙治郎<br>委員 岡田勇一郎<br>委員 風澤純子<br>議長 石川義弘  | 副委員長 石原喬子<br>委員 吉岡誠司<br>委員 中澤史夫<br>委員 伊藤延子  |
| 4 欠席者<br>(0人)   |   |   |
| 5 委員外議員<br>(0人) |   |   |
| 6 出席理事者         | 区 長<br>副 区 長<br>経営改革担当課長<br>総務課長<br>福祉部長<br>福祉課長<br>高齢福祉課長<br>介護予防担当課長<br>介護保険課長<br>障害福祉課長<br>松が谷福祉会館長<br>保護課長<br>自立支援担当課長<br>健康部長<br>台東保健所長<br>健康部参事<br>健康課長<br>国民健康保険課長<br>生活衛生課長 | 服部征夫<br>野村武治<br>三谷洋介<br>福田健一<br>三瓶共洋<br>福田兼一<br>大塚美奈子<br>田中裕子<br>浦田賢<br>江口尚宏<br>平田佳緒<br>行天寿朗<br>(保護課長 兼務)<br>水田渉子<br>(健康部長 兼務)<br>尾本由美子<br>大網紀恵<br>松上研治<br>田畑俊典 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚田正和
環境清掃部長	遠藤成之
環境課長	古屋和世
清掃リサイクル課長	坂本一成
台東清掃事務所長	廣瀬幸裕

7 議会事務局	事務局長	鈴木慎也
	事務局次長	久木田太郎
	議事調査係長	吉田裕麻
	書記	遠藤花菜
	書記	堀真佑夏

## 8 案件

### ◎審議調査事項

- 案件第1 第43号議案 東京都台東区社会福祉基金条例の一部を改正する条例
- 案件第2 第53号議案 東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 案件第3 第54号議案 東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第4 第55号議案 東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
- 案件第5 陳情8-4 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求めることについての陳情（新付託）
- 案件第6 陳情8-5 高額療養費の負担上限引き上げの撤回を求める意見書を提出することについての陳情（新付託）
- 案件第7 陳情8-6 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などへの薬の追加負担を行わないことを求める意見書を提出することについての陳情（新付託）
- 案件第8 特定事件の継続調査について

### ◎理事者報告事項

#### 【福祉部】

1. 補正予算について .....資料1 福祉課長
2. 障害児者の居場所づくり支援の実施について .....資料2 障害福祉課長
3. 東京都台東区立障害者グループホームこじまの指定管理者の選定について .....資料3 障害福祉課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

4. 東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千東の指定管理者の選定について  
.....資料4 障害福祉課長

5. 訴訟について  
.....資料5 保護課長

【健康部】

1. 補正予算について  
.....資料6 健康課長

2. 住宅宿泊事業の適正な運営確保に向けた対策の強化について  
.....資料7 生活衛生課長

3. 高齢者インフルエンザワクチン定期接種における対象ワクチンの追加について  
.....資料8 保健予防課長

【環境清掃部】

1. 補正予算について  
.....資料9 環境課長

2. 清掃車両の交通事故に係る損害賠償について  
.....資料10 台東清掃事務所長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前10時00分開会

○委員長（松尾伸子） ただいまから、保健福祉委員会を開会いたします。

---

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

---

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

---

○委員長 初めに、審議順序の変更について、私から申し上げます。

福祉部の5番、訴訟については、審議の都合上、順序を変更して最初に報告を聴取し、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

（省 略）

---

○委員長 次に、審議順序の変更について、私から申し上げます。

環境清掃部の2番、清掃車両の交通事故に係る損害賠償については、審議の都合上、順序を変更してここで報告を聴取し、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

（省 略）

---

○委員長 ここで、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

○委員長 次に、撮影、録音等の承認についておはかりいたします。

本委員会に対して、撮影・録音等承認願が提出されましたので、事務局次長に朗読させます。

（久木田議会事務局次長朗読）

○委員長 本件については許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、許可することに決定いたしました。

それでは、案件表の順序に戻ります。

---

○委員長 次に、案件第1、第43号議案、東京都台東区社会福祉基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 それでは、第43号議案、東京都台東区社会福祉基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由は、新たに殿塚喜久子老人福祉基金を設置するためでございます。

改正の内容でございます。資料の新旧対照表をご覧ください。このたび殿塚喜久子様より、区が行う老人福祉事業の費用に充てるため100万円ご寄附をいただきました。それに伴い、記載のとおり基金を設置し、別表に加えるものでございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これより採決をいたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第2、第53号議案、東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例及び案件第3、第54号議案、東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、関連する案件でありますので、一括して議題といたします。

また、本案は、理事者報告事項、健康部の2番、住宅宿泊事業の適正な運営確保に向けた対策の強化についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第53号議案、第54号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 それでは、まず初めに、報告資料、住宅宿泊事業の適正な運営確

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保に向けた対策の強化についてご説明をいたします。資料をご覧ください。

項番1、概要です。平成29年に住宅宿泊事業法が公布されたことに伴い、平成30年に住宅宿泊事業の運営に関する条例を施行し、民泊の適正な運営確保を図ってきました。近年、届出住宅数の増加に伴い、騒音やごみの不適正な排出などの苦情も増加している状況を踏まえ、対策を強化するものでございます。

項番2、対策の強化をご覧ください。対策の強化につきましては、(1)民泊を実施できる期間の制限、(2)指導・監督の徹底の2つの軸で進めてまいります。

まず、(1)民泊を実施できる期間の制限ですが、現在、家主居住型または家主不在型であっても、住宅宿泊管理者が常駐する場合は平日の営業も可能としておりますが、条例を改正し、今後は家主居住型、不在型、いずれについても平日の営業に適用しないことといたします。条例施行日は10月1日を予定しており、適用対象は10月1日以降の届出受理分とし、9月30日までに届出を受理した既存施設には適用いたしません。

次に、(2)指導・監督の徹底をご覧ください。まず、①条例違反者に対する行政処分等の新設です。現在、法違反に対する行政処分が可能となっておりますが、条例違反に対する行政処分は規定しておりません。そこで、条例を改正し、条例違反者に対する指導・勧告や業務改善命令を新設いたします。

恐れ入りますが、2ページ目の②違反者公表の対象拡大をご覧ください。現在は、法規定の業務改善命令に従わなかった民泊事業者のみを公表しておりますが、条例を改正し、資料記載の表のとおり、法に基づく行政処分のほか、条例に基づく行政処分を行った事業者、管理者についても新たに公表いたします。

続きまして、指導・監督の徹底の3点目、体制の強化です。③体制の強化のうち、a、苦情電話受付窓口の開設をご覧ください。届出住宅だけでなく、無届け・無許可の営業疑い施設に関する苦情通報電話を受け付けるコールセンターを設置いたします。開設日時、想定件数は資料記載のとおりです。

続きまして、b、状況確認・調査の迅速化・効率化をご覧ください。現在、職員が行っている現地調査や、管理者の常駐状況確認などを今後は事業者へ委託することで、迅速かつ効率的な実態確認を図り、職員による着実な行政指導・処分につなげてまいります。

なお、資料3ページ目に事業者への委託内容の現行及び今後を表で記載しております。後ほどご確認ください。

項番3、補正予算額(案)です。ただいまご説明いたしました体制強化に係る費用として、3,149万2,000円を計上しております。

続きまして、項番4、旅館業法施行条例の改正をご覧ください。現在、旅館業法施行条例において、営業時間中の営業従事者の常駐などを遵守事項として規定しておりますが、条例違反に対する行政処分は規定しておりません。今回の民泊の対策強化により旅館業にも影響を与える可能性があるため、旅館業法施行条例を改正し、条例違反者に対する指導や措置命令、違反

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

者公表について、新たに規定いたします。

項番5、今後の予定をご覧ください。資料記載のとおり、10月1日に改正条例を施行するほか、10月以降、体制の強化を図ってまいります。

報告資料の説明は以上となります。

続きまして、第53号議案、東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、先ほど報告事項でご説明しましたとおり、条例第6条の遵守事項に違反した営業者に対する指導、勧告、措置命令、違反者公表を規定するものでございます。

続きまして、第54号議案、東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、住宅宿泊事業の実施の制限について、管理事業者等が常駐している場合も、平日は実施することができないと改正するほか、条例違反に対する指導、勧告、業務改善命令の新設、違反者公表の拡大を規定するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第53号議案、第54号議案及び報告事項について、ご審議願います。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 今回の対策の強化、条例改正について、評価しております。ありがとうございます。

条例改正の件は、民泊事業者さんへの周知というのは行う予定があるのか教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 本日もご決定いただきました後には、ホームページ等でお知らせさせていただくとともに、現在登録いただいている既存の施設につきましては個別に周知を行ってまいりたいと考えております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 分かりました。周知を行うというところで、今回の条例改正になった背景だったりとか、苦情内容なども含めて周知していただきたいと思います。要望させていただきます。

それと、一緒に、中国の事業者さんがかなり多いと思うので、やはりそこにしっかりと届くように周知が必要だと思っています。例えば日本語での周知と一緒に、オーナーさんの国の言語に合わせて周知していただくことは可能でしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 ただいまご提案いただきました多言語での周知については、周知の際、検討していきたいと考えております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 承知いたしました。引き続き、よろしくお願いします。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今回、指導、勧告などをする、この内容的には強化されていて、いいかなというふうに思っております。

この中で、公表の仕方というのか、今されましたけれど、これが例えば1回で、きちんと調査したときに、1回でもあれば公表するのか、何回までとかいうか、それについての公表の在り方というんですかね、その辺ちょっと具体的に教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 資料2 ページ目のところに違反者公表の対象拡大ということで、対象者の現行と今後の部分を表で記載をさせていただいておりますが、そちらの今後のところをご覧いただきたいんですが、実際に公表する事業者というのは業務改善命令に従わなかった、あるいは停止命令、廃止命令を下した事業者等を公表していくこととなります。

ですので、この業務改善命令等を行う前には当然指導を行ってまいります。その指導というのは1回ではなく複数回行った後、それでも改善されない場合にこういった業務改善命令等に進んでまいりますので、そういった手順を踏んで公表をしてまいります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 非常に指導から始まるということで、大事かと思うんですけれども、ここがやり取りの中で、やはりしっかりというんですか、公平性というんですか、そこのところの担保ということをしていただきたいという意味で、コールセンターの苦情受付の電話ですか、そこの方たちのご指導ですね、それをきちんとしていただきたいと思うんですが、これらはマニュアルとか、いろいろな形で準備されているかと思うんですけれど、強化点とかありますか。強調するというか、この辺は強調して指導していますとかいうところはありませんか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 事業者のほうにつきましては、今後この後、補正予算のご決定をいただいた後に決定をしてまいりますので、現時点ではございません。その中で、当然仕様書というものはございますので、その中で状況の確認等を行う、そういった手順のほうは指導してまいります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そうですね、その前の段階の私もちょっと質問をさせていただきましたけれど、今回このコールセンターとかに手を挙げているといいますか、手を挙げそうとか、そういう事業者というのは幾つぐらいあるんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 今回、補正予算を計上させていただくに当たりまして、数社にお

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

声がけはさせていただいておりますが、実際それが今後入札をかけたときにどのくらい出るかというところは、現時点では不明でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

やはり今回きちんと皆さんのアンケートなども取っているということと、あとは事前の調査では、具体的には無届けの業者さんが非常に多いとかいうところで、その辺、今でも見えている部分が多いかと思うんですね。ですから、そういうところをぜひお願いしたいということです。

あと、ここで指導のところ、1,400件ほど今登録されていて、これらの具体的に定期調査などを行うという報告もちょっとあった、まだなかったかな、この辺についての具体的なところを教えてください。指導。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 今後、事業者のほうに状況確認調査の委託のほうをかけてまいります。その委託内容のところにつきましては、現行の委託内容に加えまして定期での調査、あるいはコールセンターに苦情が入ったものに対する緊急での状況調査確認というものを行っていく予定でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本当に区民の安心ということが一番大事になりますので、そういう形をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 まず、2点ほどお聞きいたします。今、23区で土日だけに制限している区はどこで、どのような状況なのかということと、台東区で民泊に関する苦情というのは今のくらいあって、どういうふうに対応しているのか、年間件数で、できたらお示しできますでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 まず、1点目のご質問についてですけれども、今回の条例改正によりまして、本区では区内全域において家主居住型、不在型、どちらにおいても平日は実施できない、土日のみの営業となります。そういった条件を付している区は、現在4区ございます。

続きまして、2点目のご質問になりますけれども、苦情の件数につきましては、7年度、民泊に関する苦情は全部で257件となっておりまして、5年度が80件、6年度が101件でしたので、それと比較しますと増加している状況でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 すみません、今の質問の中で、23区で今4区があって、その4区は今のところどのぐらいの登録数というか、ちょっと台東区と比較してどのぐらいなのかが分かればなというふうに思ったのと、あと、もう一つの質問の中で、苦情の件数が今は、去年は257件で、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういったところで、今だとどういふふうに対応しているのか。例えば調査が実際に必要なもの、資料が実際に必要なものがどのくらいだったというのは、データはありますでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 まず、1点目のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど4区あるというふうにご説明いたしましたけれども、この4区におきまして、年間の新規の届出件数のところでお答えさせていただきますが、区によって多少ばらつきはございますが、平均して年10件程度の新規の届出という形になってございます。

続きまして、2点目のご質問になりますけれども、先ほど257件あると言った苦情、そのうち届出住宅に関する苦情が158件、無届けの疑いに関する苦情が56件、その他、制度そのものへの反対意見などが43件という、まず内訳になってございます。

その苦情を受けた後の対応についてですけれども、届出施設と無届けと、それぞれ対応は異なりますので、分けてご説明をさせていただきます。

まず、届出施設についてですけれども、苦情があった158件のうち、現地調査をした件数は31件、さらに法令違反に対する指導を行ったのが27件となっております。

なお、結果的に法に基づく営業停止、あるいは告発に至った事業というのではない状況でございます。

続きまして、無許可の疑いの施設についてです。56件ありました苦情のうち、現地調査を行ったのは17件となっております、そのうち職員が無届け営業を確認した施設は1件ございました。その1件につきましても指導を行った結果、旅館業の許可申請が提出されましたので、営業停止や告発には至らなかったという状況でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 細かいところをありがとうございます。

今後も着実な職員による行政指導、処分ということを行っていくということで、やはり自分自身の苦情に関する感覚とも数値が大体一致しておりまして、これだけの対応が必要だったら、ここに出てきたような制限をかけて部分的に委託しながら、行政処分も規定することに了承し、条例改正にも賛成したいと思います。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 議案には賛成して、報告事項には了承する立場から、ちょっと何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、その新規事業者と、既存の今1,400近くある事業者の、区民とか近隣の住民からにとって容易にその識別ができるような、まず方法というのは、どんな方法を取るのか教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 民泊の届出住宅には、国及び区が指定をする標識、それぞれ掲示する義務がございます。国の標識については変更はできないんですけれども、区指定の標識に

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

つきましては、区の裁量で変更は可能となりますので、10月以降、新規の届出施設につきましては、その掲示する標識の色を変更する予定で現在、考えてございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。デザインが明確に分かると、近隣の住民の方も、ああ、この事業所は土日だけなんだというのが分かるので、そこははっきりと分かりやすいものを掲示していただきたいと思います。

あと、今回対策の強化として、新規の事業者というのは土日のみの営業しかできなくなるわけですが、既存の今ある事業者が将来的に、いわゆる届出をしたときの責任者、代表者が替わるというようなことがあった場合というのは、そのまま引き続き現行ルールを適用するかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 今回の条例改正による期間の制限が適用されるのは、先ほどご説明したとおり、10月1日以降に新規登録をした民泊施設となります。よって、ただいまご質問いただいたような、変更届というような形になりますけれども、変更届を出された施設については適用いたしませんので、引き続き、管理者が常駐していれば平日の営業も可能であるということになってございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。

あと、2点ほど細かいところを確認させていただきます。管理者の常駐確認が30分以内の現地駆けつけ確認などというの、これも業務委託で現地駆けつけで確認をすると思うんですけど、実際に違反が確認された場合、その是正までの流れというものを教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 ただいまご指摘いただいたとおり、委託事業者による30分以内の現地駆けつけ確認というのを今後、委託事業者に委託をして行ってまいります。そこで30分以内に駆けつけられないという違反が確認された際は、改善に向けた指導を行ってまいります。行政指導は委託事業者ではできず、区の職員が行う必要がございます。よって、違反確認後、委託事業者から区に報告をしてもらいまして、区の職員が当該事業者と連絡の上、指導、勧告、改善命令に進んでいくという流れになってございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。

最後に、コールセンターなんですけれども、平日の8時半から17時までということですが、新規事業者の営業日というのは土日だけなんですけれども、土日祝日に発生する苦情への対応、この辺はどういうふうにするのか教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 まず、ちょっと前提のところからご説明をさせていただきますと、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

騒音やごみ出しなど、そういった民泊施設の宿泊者による迷惑行為等が現に発生しているときは、平日、土日、昼間、夜間を問わず、まずはご自身で当該施設の標識に緊急連絡先というものが記載されておりますので、そちらにご連絡をさせていただいて、その管理事業者に対応してもらおうというのが、まずは大前提としてございます。

一方で、緊急連絡先につながらない場合、あるいはご自身でそういった管理者への連絡が難しい場合、緊急ではないものの、施設の状況、苦情を区に通告したい場合など、そういった場合に区のコールセンターにご連絡をいただくことを想定してございます。平日夜間、土日など、コールセンターが開設していない時間帯におきまして、緊急でない場合は開設時間に改めてご連絡をいただくとともに、緊急対応を要する場合、あるいは犯罪発生のおそれがある場合などは警察への通報を検討いただくよう周知をしていきたいと考えております。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。いろいろと確認させていただきました。

台東区、本当に非常に事業者、数多いと思いますので、今後も適正な運営確保に向けて取組をお願いします。以上です。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 私もこの住宅宿泊事業に関しては、条例に賛成し、資料に関しては了承する立場から、幾つかご質問をさせていただきたいと思います。

民泊、悪いことというか、悪いイメージが先行している状況ではあると思います。私たちの周りでも、突然隣に宿泊施設ができていくというような、ちょっと驚いたような状況も発生していることは確かだと思いますので、このような強化は大切だと思うんですけど、一方で、自由な経済を抑制してしまうんじゃないかという部分もあると思うんです。そういった意味で、10月1日以降、どのようなハレーションが起こるかというのは想定、ある程度されていると思うんですけど、その想定をお聞かせいただくとありがたいなと思います。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 ハレーションといいますか、10月1日以降につきましては、先ほど風澤委員からご質問いただいたときにご答弁させていただきましたが、現在、うちの区と同じような条件を付して制限をかけている区というものの新規の登録数が年間10件程度となりますので、当然新規の数というのが大幅に減るところは想定してございます。

あわせて、今回の適用というのが新規のところだけ、既存のところには適用できないということですので、既存の約1,400あります事業者につきましては、これまでと変わらない状況になってまいりますので、そこにつきましては指導、監督の徹底というところに対応していきたいと考えてございます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 そうですね、多分これから増えないでしょうね、これだけ厳しくなれば。なので、我々としては一旦安心というか、隣にもうこれ以上できないなという安心感は出ると

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

思うんで、区民としてはすごく安心感があってありがたいなというふうに思っております。

それで、先ほど中村委員も聞いていましたけれど、やはり土日のコールセンターは考えたほうがいいんじゃないかと思っております。業務委託の内容というところに緊急での30分以内の現地駆けつけ確認というのがある中で、土日に営業するのが基本になるのに土日やっていないというのは、ちょっと一回そこは考えてみてもらってもいいのかなというふうに、これはもう先ほど答弁ありましたので、私の意見としてお伝えするんですけれども。

あとは、先ほど中村委員も聞いていましたけれど、標識ですね、私も幾つか標識を見て回りましたが、やっと認識しました。民泊がこれだけ増えてきて、今までお恥ずかしながら、この標識というのをちゃんと認識していなかったです。そういう意味で、やはり一般的な区民の皆様が、この標識というものをどういうもので、どこに連絡先が書いてあって、ここを見れば、これがこの建物が民泊なんだということが分かるように、ぜひ周知をもっと徹底していただきたいなという意見が1点。

最後に、1点だけ確認なんですけれど、旧制度でワンルーム、1つの例えばマンションの一室を使ってやっていて、隣に同じ事業者が10月以降に新制度をつくる、届出を出すなどして、隣は平日も使える、隣は土日しか使えない、シールで分けているのは分かるんですけれど、それを住民の人が見て通報できるかどうか。こういった、抜け穴じゃないですけど、そういうところをどう対応していくか、お考えがあれば教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 まず、民泊につきましては、届出が施設ごとではなく居室ごとになってございますので、同じ建物内にそういった10月1日以降、10月1日以前の民泊が混在するというのは今後、発生することは想定されます。

現時点において、今ご指摘いただいたようなものに対してどう対応していくかというところは今後検討していきたいと考えてございますが、いずれにしても今回対応させていただきましたが、今ご指摘いただいたように、いろいろと新たな課題というのはまた出てくるかなと考えております。ですので、今回の対策で終了という考えではなくて、引き続き、新たな対策というのは検討していきたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 分かりました。

先ほど吉岡委員からもありましたけれど、日本の方だけじゃなく、ほかの国の方もご商売されていて、日本の常識で、例えばルールができて、もううちはできないなと思う方もいれば、ルールができたけれど、ここ抜け穴だよねと思う方も当然いると思いますので、そういったところを注視しながら、ぜひこの実効力を高めていただきたいなと思いますので、それを申し伝えて、私からは以上とさせていただきます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 1点確認させていただきたいんですけれども、体制の強化のところで、状

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

況確認、調査の迅速化・効率化というところで、このところで今後は事業者に委託するというところがあるんですけども、この委託事業者は土日とか夜間とかいうのは動ける、動けない、どういう状況なのでしょう。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 仕様書のところで、まず、土日についてはコールセンターを開いておりませんので、やってごさいません。

ただ、平日、早朝と夜間につきましては、これまで職員での確認というのがなかなか難しい時間帯でしたので、そこについては一部仕様の中に入れて、確認していくというところは盛り込んでいく予定でございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 私のところにも来るのが、大体休みの日なんですね。それか、夜間か早朝に大体連絡があって、こういうことが、ごみが出ているとか、こういう状況だというのが結構意外とある場合が多いです。なかなか役所のほうはその時間帯にやっていないので、どうしても対応できない。緊急の場合は警察とかに連絡はするんですけども、それ以外はなかなかできない状況なので、できたら、少し土日とか夜間、早朝はやっていただければなんですけれども、確認とかはできると思うので、どうしてもその先はなかなか役所じゃないとできない部分があると、その手前まではできるはずなので、そこもしっかりと動かしていただければ、改善が少しできるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはお願いしたいと思います。

議案に関しては賛成で、報告に関しては了承させていただきます。以上です。

○委員長 石原副委員長。

◆石原喬子 副委員長 まず、今回の条例改正のこの仕組みをしっかり運用をしていくことが重要だと思っております。民泊や宿泊施設が増えること自体が悪いのではなくて、やはりこのルールを守らない事業者にどう対応していったら、区民生活との調和をどうやって図っていくかということが大切だとも考えています。苦情受付の体制などは、今ほかの委員からも質問がありましたが、指導と指導の実効性について、過料なども考えていくべきだと思うんですけども、その辺はどういった感じでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 ただいま副委員長からご指摘いただいた過料についてなんですけれども、実際に23区の中で過料を設定している区というのは2区ほどございます。そこも設定をしたばかりというところで、今後そういった区の状況というのは確認していきたいと、まず考えてございます。

今回、我々は、過料のほうは設定してございせんが、指導、勧告、あるいは改善命令というところを新たに規定をさせていただいて、そちらでまずやっていきたいと考えてございます。

○委員長 石原副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆石原喬子 副委員長 確かに近隣の方からも苦情が多くて、地域の不安の声もたくさん皆さんにも届いていると思うので、今回の改正で、ぜひ区民生活としっかり調和、つながるように、まずは本当に運用していただいて、今後の課題や効果を見ながら、必要に応じて今後も前向きに対策をつなげていっていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎田畑俊典 生活衛生課長 今回の対策強化によりまして、新規事業者、平日営業ができなくなることから、繰り返しの答弁になりますが、10月1日以降は新規登録数を一定程度抑えられるものと見込んでございます。

あわせて、主に条例改正前に届出をしている、マナーを守らない一部事業者に対する指導、監督を徹底することで改善を図っていきたいと考えておりまして、現時点において区としてできる条例改正、運用による対策については、今回対応させていただいたと、まず考えてございます。

しかしながら、先ほど岡田委員からのご質問にも答弁いたしました、今後も新たな課題が発生することは想定されますので、区民生活と調和した観光地づくり、こちらを図るために、10月以降も状況課題の把握に努めまして、必要に応じて随時、新たな対応については検討していきたいと考えてございます。

○委員長 石原副委員長。

◆石原喬子 副委員長 期待しています。お願いいたします。以上です。

○委員長 私の地域もあるんですね。皆さんの苦情もあるけれど、区民の皆さんが、しっかり関わろうとしてくださっていて、旅行者の方とコミュニケーションを取ったりしている場面もよく見かけるんですけども、やはり区民の皆さんに今回のことをしっかりと、皆さんおっしゃっていましたが、周知徹底していただきたいなということを私からも要望させていただきます。

これより採決をいたします。

第53号議案及び第54号議案の2議案について、一括して採決いたします。

本案については、いずれも原案どおり決定することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本案については、いずれも原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

---

○委員長 次に、案件第4、第55号議案、東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

台東清掃事務所長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎廣瀬幸裕 台東清掃事務所長 それでは、第55号議案、東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由は、粗大ごみの廃棄におけるオンライン決済が本年10月より開始となることから、オンライン決済における粗大ごみの排出方法に関し、規定の整備を図るものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第36条第2項では、粗大ごみの廃棄物処理手数料をインターネットで納付した際の粗大ごみへの表示方法について規定し、第3項では、災害その他やむを得ない理由による場合での規定について整理を行っております。また、第53条では、有料粗大ごみ処理券の交付について、インターネットを利用する方法で手数料を納付した方を除く旨の記載をしております。

最後に、附則です。施行日は令和8年10月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。よろしいですか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 この内容に、インターネットでの登録とかいうところはよろしいかなと思うんですけども、この中で、ここに表示するところですね、業者さんがおいでになったときに、表示するものがご自分で番号とか全てをネットから引き出して、書き出して、貼り付けるということをお聞きしましたけれど、その辺もうちょっと詳しくご説明いただけますか。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎廣瀬幸裕 台東清掃事務所長 お答えいたします。

本内容につきましては、令和8年第1回保健福祉委員会のほうで報告させていただいたとおり、基本的には予約、キャッシュレスで手続きが終わりしました後に、例えば紙であったり、ガムテープなどに、これまでの処理券と同じように回収日と予約受付番号の、こちらのほうを記載していただくというような形で確認するという方法で、確認する手段のほうは同じでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

今これだけネットや何かとかね、この発達しているというか、こういう中で、こちらで書いて出すという手間というんですか、あとは事業者さんとのそごみみたいなものが起こらないかという心配がありまして、今ご質問したんですけども、そのところの解消法みたいなものは何かお考えですか。

○委員長 台東清掃事務所長。

◎廣瀬幸裕 台東清掃事務所長 現在も処理券を貼って、そのところに予約番号と日付のほうを書いていますので、万が一、例えば回収する際に疑義が生じた場合には、その予約した際に申請者の方の連絡先とかいただいておりますので、そちらで本当に分からない場合

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は確認して、解消していつているという形ですので、同様の形での対応ができるかと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

議場でも話しましたが、今これだけのネット社会ということであれば、これらをちょっとダウンロードして貼り付ければいいのかみたいなのも思ったので、ちょっと提案いたしました。

○委員長 よろしいですか。

台東清掃事務所長。

◎廣瀬幸裕 台東清掃事務所長 お答えいたします。

これからキャッシュレス決済の対応のほうを進めていくんですけども、現在の機能で、予約した番号と日付のほう、受付番号と日付のほうをキャッシュレス決済が終わったときに、同時に印刷とかできる機能というのは、ちょっと現時点ではついておりません。なので、そういったところに関しては、今の10月1日以降は何かしらの形で記載して出していただくという形にはなりません。

ただ、いずれ例えばシステム会社のほうでそういったカスタマイズとか対応が可能になれば、当然そういったところはサービスの向上として対応していければというふうには考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 なるべく早くの対応をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第5、陳情8-4、mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求めることについての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(久木田議会事務局次長報告)

○委員長 それでは、本件について、ご審議願ひます。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 私は、採択の立場からお伝えさせていただきます。

新型コロナワクチンについては、感染拡大の当初、未知のウイルスへの対応として接種が進

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

められました。その一方で、接種開始から現在に至るまで、様々な不安や疑問、後遺症で苦しんでいる方の声が寄せられているのも事実であります。過去にはサリドマイド事件や薬害エイズ事件のような、いわゆる国が、専門家、製薬会社が安全と言っていたものが後になって違ったというようなことがあったわけですから、やはり信じられないという人たちがいるのは当然だと思っております。

薬害エイズ事件は、国が承認した非加熱製剤により、血友病患者の方々を中心に、約1,400人から1,800人規模のHIV感染被害が生じたとされています。そして、被害者が国や製薬会社を相手に提訴してから約7年ほどたち、国が責任を認め、和解となりました。また、ファイザー社が2015年に、抗がん剤など11種類の医薬品について、重篤な副作用情報を国へ報告していなかったとして厚生労働省から業務改善命令を受けた事例もあります。このような出来事を考えると、国や専門家、製薬会社が安全であると説明しているからといって、それだけで十分とするのではなく、将来にわたって検証できる体制を整えていくことが重要であると考えます。

また、日本では、諸外国と比較していても、コロナワクチンの接種回数が非常に多く、接種後の健康被害を訴える方も認定された方だけで、過去のワクチン接種事業の中で一番多い状況です。私自身も接種後に右目が見えなくなった方、体が動かなくなった方、下半身が動かなくなった方から相談を受けておりました。しかしながら、因果関係が不明であるということを理由に、十分な説明、支援を受けられず、不安を抱え続けている方がいらっしゃいます。さらに、ワクチン接種後に新型コロナに感染し、その後、後遺症のような症状に苦しむ方もいます。その症状がワクチンによるものなのか、それともコロナの感染後の後遺症なのか、本人にも医療機関にも判断が難しい場合もあります。

私はワクチンの有効性や必要性を一方向的に否定しているわけではありません。しかし、国民の健康に関わる施策である以上、接種後の影響については継続的に、客観的な検証を行う必要があると考えております。例えば食品で同じようなことがあれば、工場をストップして調査するのが普通だと思っています。まずは一度立ち止まり、検証を行うために接種事業の中止を含めた見直しを求めることは妥当であると考えます。

また、将来、新たな感染症が発生した際に同じ対応を行うのであれば、今回の新型コロナワクチン接種事業について、十分な検証と総括が行われていることが前提となるべきだと考えます。

以上の理由から、本陳情の趣旨には一定の合理性があるものと考えまして、我が会派は採択とさせていただきます。以上です。

○委員長 ほかに。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 この陳情者が書かれている内容、趣旨はよく理解できました。例えば、ここにも書いてあるように、接種当日、翌日に729人が死亡したという数字は一見大きく見えるものの、それだけでワクチンが原因だと断定することはできないと、まず思っています。日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本では通常でも1日当たり約4,000人程度が亡くなっていて、大規模接種が行われれば直接、接種直後に亡くなる人が一定数出るということは、統計的にもあるんだというふうに思っています。

本質的な論点というのは、当然その未接種者と比較して死亡リスクが増加しているかどうかというところだと思うんですけども、この点については海外の研究でも知見が分かれています、現時点でどちらが正しいかというのを断定するのは難しい状況にあるのではないかなというふうに考えています。また、mRNAワクチンは比較的新しい技術でもあって、科学的エビデンスが十分に確立されるには、今後ももう少し時間を要するのではないかなというふうに考えています。

したがって、因果関係が未確定で判断材料も十分ではない現段階で、国に対して接種事業の中止を求める意見書を提出することは、我が会派としては難しいというふうに思っています。本陳情は不採択とさせていただきますが、今後も接種データや新たな知見については注意深く検証を続けていくべきだとは考えていますので、そこだけは申し上げておきます。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ちょっと所管課に確認したいことがあるんですけども、今、中村委員も言っていましたように、この陳情の中にも、これらの死因は特定されていませんがと、そういうふうにしてあるんですね。この陳情の中で、事実と異なったような部分がもしあるとすれば、それをお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 何点か申し上げます。

まず、その死因が特定されていないというところで、日本では、死亡された場合には、必ず死亡診断書または死体検案書を医師の義務として発行することになっておりますので、死因の特定がないというところは、ちょっと理解に苦しむところでございます。

また、メッセンジャーRNAワクチンの作用、効き方について記載がございますけれども、標的細胞が特定されていない、筋肉注射された薬液が全身を巡るため、あらゆる細胞がメッセンジャーRNAを取り込む可能性があるなど、国の説明と異なる記述ではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 お答えありがとうございます。

そうですね、私もこの陳情の中に書かれているように、コロナワクチンに副作用が存在することは事実だと思っておりますが、その件数だけで決めるものではなくて、やはり接種による利益を含めて比較する必要があると考えます。ほかのワクチンよりも認定が多くなる要因とか、接種によって防げた重症化というのも同時に論じないと、ただ副反応が多いから中止だというふうになってしまうのではないかと危惧をします。今、自治体というか、台東区に上がってきている陳情についても、中止を求めるもので、接種する権利さえも奪ってしまうものであって、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

感染症への畏怖というものは忘れないほうがいいかなというふうに思います。

ほかのワクチンより被害報告が多いというのは、短期的・集中的に接種されて、特に今では高齢者とか疾病や障害を持っている方の接種割合が多いことも鑑みる必要があるかなと思います。例えばよくインフルエンザとの比較をされるんですけども、ワクチンの形態とかがそもそも違いますし、受けている層というのも全然違うんですね。このコロナワクチンは高齢者や障害を持っている方が受けている率が高いですけど、インフルエンザは若い世代の方もよく打っています。例えば私は元医療従事者なので、医療機関においてはほぼ90%インフルエンザワクチンを打つんですけど、コロナに関しては今25%ぐらいの接種だというふうにデータが出ていて、大きな医療機関だと、20代、30代の健康に問題ない方が多く働いていらっしゃるんです。そういった方の接種とコロナワクチンを接種している層の比較というのも、ちょっとこの辺を書かれていませんので、それだけで一概に何か論じるのは、ちょっと難しいかなと思います。

あくまでも今コロナワクチン、任意接種ですし、義務接種みたいな感じではありませんので、こちらの陳情については、会派としては不採択とさせていただきたいと思います。引き続き、区に対しては情報公開や救済の徹底を求めるとともに、医療機関や国に対しては十分な説明と、あと研究をしっかりと行っていくことを求めていると思います。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私の会派というか、共産党も不採択とさせていただきます。

その理由は、今回ここに出された添付されている情報ですかね、これらに一部の偏りがあるのかと、公平でというところでは、ちょっと問題があるかなというふうに考えているところです。

そして、このデータをいろいろ出されたのは、先ほども言われた、専門家の中でも審議というか、問題があるのではないかということなど言われているかと思います。そういう意味で、やはり特定の傾向を強調するような状況が、この中にはあると思うんですね。そして、これらがみなされない理由としては、やはり死亡原因が、ワクチン接種後の死亡者全てが、先ほども申されていますけれど、接種が原因との判断というのは医学的には無理であること、判明されていないことで、因果関係がツギイであるということ。

2つ目には、このデータには死亡者の正確な解剖結果など医学的な死因が含まれていない。恣意的な臆測などが含まれているのではないかというふうに見られます。

3つ目には、このデータが全国の自治体から任意で収集されたということですが、全体の接種者数に対する客観的な発生率や比較、対象、ワクチンの接種者のデータなどが欠如している。こういうところからも問題ということ。

4つ目には、公的機関や国内外の医学会、厳格な副反応疑い報告制度に基づいて安全性を評価しているということがあり、同プロジェクトの民間での独自のデータの収集の手法や結論を公式としては認められていないということもあるということを含めまして、私たちとしてもこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

れらは不採択としたいと思います。

先ほど皆さんも申されているように、これからもコロナワクチンについての評価とか、これらは引き続きやっていくことは大事なことだというふうに思います。ここで今回、これらを中止するという、このこと自体は、コロナワクチンが任意接種であるということも考えますと、否決と、不採択とさせていただきます。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 我が会派もこの陳情に関しては、様々今、各委員から質疑があり、理事者からの答弁もありましたので、もう簡単にお話すると、我が会派も事実に基づかない点が多いというところと、任意接種であるというところに全事業の中止をしてしまうということに関しては問題があるというふうに思っております。

ですので、我が会派も不採択にさせていただきたいと思います。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ワクチンに関しては、どうしても必要な部分があるという面では、開発とか、新しいワクチンが出てくるのはすごく大事なことなんですけれども、そういう面では、全てのワクチンが悪いというわけではなくて、しっかりとそれは調査しながら、いろいろ公表しながら進めていくべきだと思います。

今回この陳情に関しては、先ほど皆様から、各委員からありましたように、事実に基づかない部分がたくさん見受けられますので、我が会派としては不採択とさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長 これより採決をいたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本件は不採択することに決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第6、陳情8-5、高額療養費の負担上限引き上げの撤回を求める意見書を提出することについての陳情を議題といたします。

本件は新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(久木田議会事務局次長報告)

○委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これは採択でお願いしたいと思うんですけれども、といたしますのは、この高額療養費の制度というものが導入されてというか、多くの方々がこれで治療を負担が少なくてできているということ、これ自体は非常に大事なことだというふうに思うんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

現在の、今回厚労省のほうから提案された中身で見ますと、ここにも全く書いてあるとおり、非常に負担が増えてきているということ。これは多くの皆さんたちの審議の中で、一回政府としても凍結、やはりこれは東京都とか、選挙とかもあったからもあるかもしれないけれど、でも一回凍結をしたと。これが今回また前と同じ形で、さらに強化されるというんですか、こういう形で出されているということは、やはり問題が多いのかなと思うんです。

厚労省としては、2段階に分けてやるんだということとか、あとは低所得者に優遇といいますが、これらをきちんと見ているんだということなどを言うておりますけれども、現時点で70万から前後の人ですか、こういう方たちが8万から来年の9月には11万円になる、8が11万ということで、38%も上昇するわけですね。70歳以上の方などは上限を設けるなどと言っています。さらに、外来特定では200万未満から370万ですか、いわゆる低所得者と言われる方たちが、ここにも書いてあるように1万8,000から2万8,000って、全く軽減されているという状況ではないですね。明らかに増えるという状況になるわけです。こういうことを見ましても、本当にこの負担が増えるということでもあります。

本当に長期にわたっての方は年間の総量を決めて上限を制限するんだということありますけれども、実際には1回、2回の受診者の方たちが非常に多いわけですね。年1回の方が46%で、年2回の方が17%という形で6割などを占める。こういう意味では負担の増える方たちが非常に多いということを私は指摘しなければいけないと思います。

それで、そういうことで言いますと、8割の方たちが要するに長期的な療養ではないんですね。多くの方たちが負担増になるということです。いろいろな形で患者さんたちなどの直接の訴えなども随分あったかと、報道されたりしたかと思うんですけれども、いわゆる長期にがんの療養の方たちというのは大変ですね。そうすると、自分の医療費と子供の教育費をてんびんにかけていけばいけないという、こういう切実な願いなど、不安などもあるわけですね。本当に金の切れ目が命の切れ目というふうになるということを考えますと、そして、お金のあんなしで、年齢でとか、いろいろな形で治療ができないということ、こういうことを考えますと、安心して医療にかかれる体制づくりということが政府の役割だというふうに思うんですね。

ですからこそ、このように多くの方たちが、これは払い切れないということで反対の意思表示というか、政府のほうに求めてほしいということのをこれだけ言っているということについては、私はぜひとも皆さんにも賛成してほしいというふうに思うんです。

それで、なぜかといいますと、やはり国庫負担が、医療費は国庫負担を原則にしなければいけないというふうに思うんですね。ですけれど、みんなで応分の負担云々ということで、みんなに、国民に負担がかかっている問題、これが私は一番大きいというふうに思うんです。こういう中で、実際には医療費の削減が2,450億も見込みを持ってこれらを提案しているということを見ると、どういうことがあってもこれは採択してほしいというふうに思います。もう今は本当に破滅的医療費支出ということでの医療費の支出が、もうどんどん増えている状況、この後の受診問題もそうですけれども、こんな形になるわけですから、これについてはぜひとも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

皆さんの総意で台東区議会からも値上げには反対をするということですね、値上げ撤回を求めるといふことでの陳情をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 私の会派も、結論から言うと、採択でお願いいたします。

そもそもこの制度があったから治療ができたという人もいるし、一方で、治療法があるのに費用の点で治療を受けることができない方もいらっしゃいます。医療費削減目的だというふうにはっきり国が言っているように、弱い人たちを切り捨てるような、健康と命に関することを狙い撃ちしているということとはとんでもないかなというふうに思っております。国会でも厚労省の大臣が、この高額療養費負担上限引上げによる保険料の軽減効果ですが、1人年1,400円、月に117円でしかないんですね。自分は病気じゃなくてもそのぐらいも払うから救ってやってほしいというような声もたくさん聞かれております。

がん患者の中には、もう本当に生活保護に変えて治療を継続するしかない方もいて、たくさんそういった方を見てきた中では、やはり社会保障を削ってしまうと、どこかで悪影響とか逆効果、本末転倒みたいところが生じるものでありますし、この陳情では負担上限の引上げの撤回を求めている、先ほど伊藤委員がおっしゃっていた年間上限額というのを定めたとしても、もしそこで引き下がる部分が、恩恵を受ける方はいるかもしれませんが、そこまでの撤回は求めているなくて、あくまでも引上げの部分の撤回でありますので、採択でよいかと思っております。以上です。

○委員長 採択ですね。

◆風澤純子 委員 はい。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 この陳情に関しては、後段の真ん中より下のほうに書いてある、高額療養費制度における負担上限引上げの検討に関する要望書においてというくだりの部分ですね、その部分は2024年12月24日に、このがん患者の団体さんが出している要望書であります。前段で書いてあるのは、もう2025年の話をされていて、実はその団体さん、2025年の12月24日にまた改めて共同声明を出されていらっしゃいます。

そういった意味で、要望の内容は理解はするものの、陳情として古い要請に基づいて陳情を上げてほしいというのは、それに関してはちょっと、新しい文章でまた出るのであれば問題はないんですけども、古い要請をそのまま使ってこられると、それを要望書として我々が出すというのは、さすがに問題であるというふうに考えておりますので、この件に関しては、我が会派は不採択とさせていただきます。

○委員長 不採択、はい。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 失礼します。我が会派も、結論から言うと、不採択させていただきます。

日本全体では、少子高齢化に伴って医療費や社会保障費の増加という課題にも直面しており

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。患者負担だけではなく、現役世代の保険料負担や、制度を将来的にわたって維持していくための財源確保なども含めて、医療制度全体の在り方について考えていく必要があると思っています。本陳情の趣旨については理解するものの、高額療養費制度の見直しは患者負担、現役世代の負担、制度の持続性などを含めた国全体の社会保障制度の中で議論されるべき課題であると考えております。

以上をもって不採択とさせていただきます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 我が会派も、結論としては、不採択とさせていただきたいと思います。

内容的には先ほど岡田委員も言われたように、この陳情の内容が少し前の陳情に近いというか、最新ではないという部分がかかなり見受けられますので、言っている趣旨は分かります。でも、内容的にはちょっと以前の、一回審議が止まったときの内容のまま来ているということは、しっかりと陳情内容も精査していただいて、この出されたのは5月20日ですので、その前の間にかかなり変わっている部分がありますので、そこもしっかりと確認した上で、陳情は出されたほうがいいのかと思って思います。

なので、今回に限っては、こちらの陳情は不採択でお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 高額医療制度の見直しについては、患者団体等の意見も踏まえた検討を経て成立しているということもあるし、年度内上限額の設定など、負担軽減措置も講じられているものというふうに認識しています。

今、医療費の増大とか物価高騰の背景に、一定の負担額というのはやむを得ない一方で、今回のこの制度改正、制度の見直しというのが低所得者層にとっては物価高との二重の負担となり得ることから、本陳情の趣旨というのは、そういった懸念に関しても理解できるところはありますが、しかし、国において既に制度改正が決定されている中で、その撤回を求める意見書の提出というのは、現実的に我が会派としては困難ではないかなというふうに判断をして、本陳情については不採択とさせていただきます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 今、様々、委員のほうから話があったんですけども、趣旨は分かるとか、あと、2024年の引用を持っているとかいうことですけども、そもそも、では、趣旨については容認をする、引上げについてはやはりよくないと考えているんだろうなというふうに思います。

2024年の12月に出された要望書であっても、その中に書かれている、この患者の訴えというのは特に変わるものではありませんので、それをもってこの陳情を取り上げないということは、ちょっと違う、異論を感じております。

あと、世代負担ということも出ておりましたけれども、この医療費の中でやりくりをしているというか、そもそもそこが問題であって、伊藤委員もおっしゃっていたように、少し国から

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の国庫による負担とかも考えていく。吉岡委員が所属している参政党さんなども国債発行をいとわない立場だと思いますし、あとはほかの予算ですね、防衛費なども今、だだ上がりしていますけれども、そういったところの予算の組替えなども十分できることであって、やはりこの高額医療でなければ命の存続さえ危険であるという方たちに対して、収入も減っている中で、さらに追い打ちをかけるような、このような高額療養費負担上限引上げについては、やはり地方議会からしっかりと、区民の皆さんがこれだけ大変なんだということを訴えていかないと、国も変わっていかないと思うんですね。

なので、国は今回、国会でこのような結論を出しましたけれども、これからまた法改正なんて幾らでもできることなので、地方議会としてしっかりと区民の意向も酌み取って、やはり上限引き上げの撤回を求める意見書、皆さんもこれ大変だということは承知しているんですから、ぜひとも意見書を上げていただきたいというふうに思いますが、もし内容を変えたほうがいいのかというのであれば、変えた上でだったら出せるんですか。古い要望だからとかと言っていましたけれども、じゃあそういったところを変えれば出せるんでしょうか。

◆伊藤延子 委員 私もこの件で質問いたします。

○委員長 内容を変えていただくということですか。出し直しですか。

◆風澤純子 委員 何か例えば2024年12月の要望書だからということなんですけれども。

○委員長 陳情者にそれは伺わないとですね。

◆ 委員 我々が決めることじゃない。

○委員長 私たちが決めることじゃない。

◆風澤純子 委員 例えば、もし何かそういったことに変えていったら、この意見書を提出することについての陳情は採択の方向で考えられる。

○委員長 それは、そのときにまた決めることですから、ここでは決められない。

◆風澤純子 委員 じゃあ、すみません、陳情については分かりましたが、そもそもこの負担上限引上げについては、やはり撤回を求めたほうがいいのかというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。この陳情じゃなくて、そもそもこの高額療養費の負担上限引上げというのはやはりよくないよというふうに考えていらっしゃるんですか、皆さんは、どうなんですか。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 各委員から先ほどお話あったように、会派としてはもう結果は出ています。

ただ、その中で、そういうことも分かるということは発言しています。それをこの場で求められても答えができない。

◆風澤純子 委員 分かりました。

◆中澤史夫 委員 もうみんな答えていますから。それは・・・できないと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうしましたら、今の風澤委員からも出された内容で、私もやはり高額療養費制度の負担上限の撤回を求めるといふ、ここにぜひともって、台東区議会としても採択してほしいといふことを先ほど訴えましたけれども、これらの内容を変えて、もう1回提出をするといふこと……。

○委員長 伊藤委員、先ほど風澤委員に説明したとおりです。同じことをおっしゃっていますけれど。

◆伊藤延子 委員 じゃあ、はいはい、分かりました。じゃあ、こちらのほうで。

○委員長 よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 じゃあ、これより採決をいたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本件は、不採択することに決定いたしました。

---

○委員長 次に、案件第7、陳情8-6、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などへの薬の追加負担を行わないことを求める意見書を提出することについての陳情を議題といたします。

本件は新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(久木田議会事務局次長報告)

○委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ご承知のように、この1,100品目について、患者負担、患者増の対象になっているというものなんですけれども、政府は市販薬で対応している患者との公平性の点からOTC類似薬への自己負担増を言っているわけなんですけれども、医学的判断を求めると、自己判断に基づく市販薬の利用をてんびんにかけるようなことが、もう間違っていると思います。医療を受けるハードルを下げていくことが必要なのに、むしろこの受診抑制みたいなことを国が打ち出していくというのは、やはり国民の健康と命を守る政治ということからかけ離れているのではないかと思います。

私自身がちょっと現場で見てきた事例などもたくさんありまして、小さな子を持つ、例えば若い女性、腰痛があったから受診するよりも安めの痛み止めで対応していたところ、ちょっと長く続いたため受診したところ、肺がんの骨転移だったということもありました。同じように受診せず市販薬に頼っていたところ、重篤な病が隠れていたという事例は枚挙にいとまがありません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

政府の出した改正案では、給付対象外とされる薬剤の拡大や、薬剤にとどまらず、医療全体に広がりかねない。さきの国会で、ちょっとこれは薬剤に限りますというふうな答弁ありましたが、どんどん拡大解釈されているという事例はたくさんありまして、最近ですと、2024年10月に後発医薬品の、ある先発品の価格差を患者に4分の1負担させることになったんですけれども、その1年半後にも僅か2分の1負担ということになっています。このように、どんどんと拡大されることも懸念されていますし、この施策で現役世代の保険料負担軽減ですね、陳情には月に68円と書いてあるんですけれども、政府の答弁では年400円、月にたった33円というふうに、軽減ですというふうに言っています。

医療費削減効果としても、受診控えによるものが400億円、保険外しによる負担が500億円と見込んでいます。今でも受診をためらう人が絶えない中で、さらにこのような受診控えを期待するというのは、国民の実態とか、患者の切実な声を聞いているとは思えません。

以上より、陳情の採択をお願いいたします。

○委員長 採択で。

◆風澤純子 委員 はい。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、風澤委員がかなり具体的な、細かいというかな、ところを出されて、そこに同感ということです。

それで、やはりここで一番の問題は、受診抑制につながるということで、先ほどもお薬でいだろうということで大きな病気につながるということ、これらは本当に、具体的に何うと、いとまがないといいますか、自分はアレルギー性鼻炎だと思っていたけれども、もう2年もそういう形で薬でしていたけれど、あまりにもというので耳鼻科を受診したら鼻茸だったり。で、手術をしたらその後、改善したということ、これは本当にちっちゃなことに見えますけれども、そういうことで大きいものが隠れているということもありますので、これらはきちんとすべきだと思います。

私も、この聞く中では、非常にアレルギー性とか軟膏類とかが、この77種類、1,100種に入っているんですけれども、こういう中で、魚鱗癬の皮膚疾患、全身性の疾患なんですけれども、この方、具体的には私もお会いしまして、お話を聞きました。そうしますと、もうお薬が、頂いたお薬だけでは足りない。ところが、今まで処方されている中身がここの77品目、成分が1,100品目に入っているということを見ますと、今後、医療費が70倍にも上がるということ、こういうことなども具体的には聞いているわけですね。それを見ますと、やはりこれらについては本当に入り口小さくして、国民全体を医療から離す的な考え方というのはやめてほしいというふうに思うんです。本当に健康権の侵害につながるものだというふうに考えますので、これらは採択としていただきたいと思います。

○委員長 採択ですね。

◆伊藤延子 委員 採択です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ほか。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 会派としては、不採択とさせていただきたいと思います。

確かに内容的にはOTC類似薬ということで、本当に患者さんの皆さんにとっては薬とは大事なものでありますし、この物価高の中で引き上げるということをするということは本当に無謀であるし、抗議はしていきたいと思うんですけども、ただ、どうしても出された時期が、先ほども言いましたように、5月の20日ということで、29日には参議院のほうで可決がされてしまっている状況があります。附帯決議も出ていますけれども、今後を見守りながら、しっかりこの部分は訴えていきたいと思っておりますけれども、今回の陳情に関しては不採択とさせていただきます。以上です。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 我が会派も、5月29日の参議院での可決が成立いたしました。我が会派としても不採択を望んでいるんですけども、この陳情に関して言うと、月68円にすぎずというところ、政府の発表では400円であったりとか、医療費自体のもう削減というのは大きな社会課題の一つでもあると思っておりますので、この内容というか、こういうちょっとした文章の違いも含めて、可決後の話でございますので、我々としては不採択をお願いをしたいと思います。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 我が会派も、不採択とさせていただきます。

本陳情につきましては、日常的に薬を必要とする患者の皆様にとって追加負担の導入が経済的な圧迫につながるとの懸念があり、その問題意識については理解するところであります。

一方で、薬剤費の負担の在り方については、患者負担の軽減だけではなく、医療保険制度の持続性や医療資源の適正な活用なども含めて総合的に議論されるべき課題であると考えております。そのため、我が会派としましては不採択とさせていただきます。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 制度の実施が決定してしまっている以上、本陳情のこの不実施を求める趣旨の内容ですけれども、これはちょっと厳しいなと現実的に思っていますので、不採択とさせていただきます。

○委員長 よろしいですか。

これより採決いたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本件は不採択することに決定いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 次に、案件第8、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

---

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

（久木田議会事務局次長朗読）

---

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。また、補正予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、福祉部の補正予算について、福祉課長、報告願います。

福祉課長。

◎福田兼一 福祉課長 それでは、本定例会に提案いたしました令和8年度補正予算のうち、福祉部所管に係る予算の概要を説明いたします。

資料をご覧ください。1ページをご覧ください。一般会計の歳入です。歳入予算を4,408万7,000円増額し、補正後の福祉部総額を206億2,010万3,000円といたします。

課ごとの内訳です。障害福祉課におきまして、新たに実施いたします障害児者の居場所づくり促進事業の実施に対する都補助金として、記載のとおり計上いたします。

2ページをご覧ください。一般会計の歳出です。歳出予算を3,152万8,000円増額し、補正後の福祉部総額を362億953万7,000円といたします。

課ごとの内訳です。高齢福祉課におきまして、先ほどご説明させていただきました殿塚喜久子老人福祉基金の設置に伴う新規積立てのため、記載のとおり計上いたします。また、障害福祉課におきまして、障害児者の居場所づくり促進事業の実施に要する運営経費等助成として記載のとおり計上いたします。

なお、本事業の詳細につきましては、後ほど所管より報告いたします。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

---

○委員長 次に、障害児者の居場所づくり支援の実施について、東京都台東区立障害者グループホームこじまの指定管理者の選定について及び東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

東の指定管理者の選定について、障害福祉課長、報告願います。

障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 それでは、障害児者の居場所づくり支援の実施についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

初めに、項番1、目的です。障害児の学校の長期休暇期間中や障害者の日中の通所サービス等利用後においても身近な地域で安心して過ごせるよう、地域の実情や利用者の状況に応じた居場所の確保に取り組む事業者を支援し、本人の社会参加とその家族の就労継続を図ることを目的に実施いたします。

次に、項番2、事業概要です。資料記載の(1)、(2)に取り組む、都から放課後等デイサービスや生活介護、就労継続支援B型事業所の指定を受けている区内の事業所に対し、補助金を交付いたします。

(1)長期休暇期間中の障害児の居場所づくり促進事業です。①事業内容は、障害児が身近な地域で支援を受けられ、家族が就労継続できるよう、学校の長期休暇期間中の朝や夕方の時間帯に居場所を確保する取組となります。②利用者は、原則、障害児通所支援を利用している就学児、③補助要件は、学校の夏季休暇など長期休暇時に実施することとなります。④対象経費は、資料記載の主な経費となりまして、⑤補助率は、10分の10となります。

次に、(2)障害者の居場所づくり促進事業です。①事業内容は、障害者の社会参加や家族の就労継続等のニーズに対応するため、日中の通所サービス利用後の夕方の時間帯等に障害者の居場所を確保する取組となります。②利用対象者は、原則、日中の通所サービスを利用している方、③補助要件は、夕方の受入れを原則週3日以上実施できる体制を整備することとなります。④対象経費は、資料記載の主な経費となりまして、⑤補助率は、10分の10となります。

資料の2ページをご覧ください。項番3、補正予算額(案)は、歳入として東京都補助金であります障害児者の居場所づくり促進事業の補助金を見込みまして4,408万7,000円を、歳出としまして5,405万6,000円を見込んでおります。

最後に、項番4、今後の予定です。令和8年7月より事業を開始いたします。

本件についてのご説明は以上となります。

続きまして、東京都台東区立障害者グループホームこじまの指定管理者の選定についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

本件は、令和10年度から新たに運営を開始する障害者グループホームこじまの指定管理者の選定についてご報告するものです。

初めに、項番1、対象施設です。名称、所在地、施設概要、事業内容は、資料記載のとおりとなります。入居定員は、知的障害者の方を9名とし、うち4名は知的障害と身体障害を重複している方を対象といたします。併設機能としまして、短期入所1床、こちらは障害児にも対応することを考えてございます。

次に、項番2、指定期間です。令和10年10月1日から令和15年3月31日までの4年6か月と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なります。

次に、項番3、指定管理者の選定です。(1)選定方法は、台東区指定管理者制度運用指針3の(1)に規定する公募型プロポーザル方式により行います。

(2)選定手続は、指定管理者選定委員会を設置し、事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取組など、指定管理者としての適性を判断いたします。①委員会の構成、②審査基準(案)につきましては、資料記載のとおりとなります。

資料2ページをご覧ください。最後に、項番4、今後の予定です。令和8年7月から8月にかけて、指定管理者指定申請書の受理、9月以降、3回の選定委員会を行い、指定管理者候補者を決定し、第4回定例会にて議案を提出させていただきます。その後、令和9年1月以降、開設準備に関わる協定を締結させていただき、令和10年10月より指定管理者業務を開始いたします。

本件についてのご説明は以上となります。

続きまして、東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束の指定管理者の選定についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

本件は、令和9年2月末に指定管理期間が満了する当該施設の指定管理者の選定についてご報告するものです。

初めに、項番1、対象施設です。名称は、資料記載のとおりです。所在地は、現在、三ノ輪福祉センター4階の一部及び5階へ仮移転しております。施設概要及び事業概要は、資料記載のとおりとなります。

次に、項番2、現行の指定管理者は、社会福祉法人台東つばさ福祉会です。

次に、項番3、次期指定期間です。令和9年3月1日から令和9年5月31日までの3か月となります。

次に、項番4、次期指定管理者の選定です。(1)選定方法は、台東区指定管理者制度運用指針3の(2)の③に規定する公募によらない選定を適用し、現行の指定管理者を公募によらず再選定いたします。

(2)理由は、整備後のフロム千束は、これまで本委員会でご報告しているとおり、運営形態を指定管理者制度から行政財産使用許可に変更する予定であり、大規模改修工事請負の入札が不調となったことで開設予定時期が変更となり、指定管理期間を3か月延長する必要性が生じましたが、業務の安定性及び継続性の観点から、引き続き同一の指定管理者による運営が望ましいためです。

資料2ページをご覧ください。選定手続は、指定管理者非公募選定委員会を設置し、事業計画に基づき、管理水準やサービス向上への取組など、指定管理者としての適性を判断いたします。①の委員会の構成、②の審査基準(案)につきましては、資料記載のとおりとなります。

最後に、項番5、今後の予定です。令和8年8月に指定管理者指定申請書の受理及び選定委員会を行い、指定管理者候補者を決定し、第4回定例会に議案を提出いたします。また、令和

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

9年第1回定例会で生活ホーム条例の廃止議案をご提出いたします。その後、3月より指定管理者業務を開始いたします。

長くなりましたが、ご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 初めに、障害児者の居場所づくり支援の実施について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 すみません、ちょっと説明の中で聞き逃してしまったかもしれないです。1点確認させてください。この居場所づくり促進事業なんですけれども、都の制度ですが、東京都のほうでは事業者要件について明確な縛りというものがあったと思うんですけれども、これ、区のほうで事業者を何らかの資格要件とか参入要件というのは設けていくんでしょうか。そこだけ確認させてください。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、東京都の補助要項のほうにつきましては、事業者等に対して資格基準等は示されていないと、設定されていない状況です。

一方で、実施に行いまして、安全性の担保というところで今やっている事業者、先ほども申しました放課後等デイサービスや生活介護、就労継続支援B型事業所に、区としては限定することで運営の安全性を担保したいということで、区として限定させていただいているというところでございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 これまで多くのご本人様とかご家族が大変な思いをされてきたので、この事業については歓迎しているところです。先日、ほおずきさんの総会でも、この4月から先駆けて夕方の事業を開始したことで、保護者さんが仕事を辞めずに助かりましたという、そんな報告もお聞きしたところです。

今、資格基準が特に必要がなくて、今やっている事業者さんがさらにこういうふうには延長をされるということなんですけれども、ただ、人材不足の分野ですので、今いるスタッフさんの負担になったりとか、この広げた分、人が足りるのだろうかというふうに、ちょっと気になるところです。この延長された分ですね、必要な、資格は要らないということなんですけれども、配置基準みたいなのとかってあるのかということと、あと、もうこの7月から事業開始となっているんですけれども、予算もこれだけ出ていますので、どのぐらいの事業者が展開できそうかという見込みなどはもう既にあるのでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員おっしゃるとおり、福祉分野に限らず、どの分野でも人材不足というのは課題としてあるかと思います。こちらの事業、そうですね、まず、ちょっと質問のお答えから順番が反対になってしまうか、実施見込みの事業者については、今（１）の長期休暇期間中の障害児の居場所づくり促進事業につきましては、４事業所ほどやっていただけるといえるか、そういった事前のお話としては伺っているところです。

（２）の障害者の居場所づくり促進事業につきましても、身体、知的、精神障害の事業所を合わせまして４事業所、見込みを区としては考えているところです。そういった見込みのある事業所については、確かに今やられている職員でご対応されたりというところで、ご負担になるところもあるかと思いますが、人材については確保できているということでお手を挙げていただいているというふうに認識してございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

今ある事業者さんだったら、きっと大丈夫だと思っはいるんですけども、ただ、資格基準がないところで新しく人が入ってきたりとかいうところもあると思うので、ぜひとも安全な運営を最優先に、当事者にとってよい場所となるようお願いをいたしまして、報告事項には了承いたします。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、風澤委員からのご質問の中身は了承というか、こちらも分かりました。

それで、それぞれ現在通っている方たちがさらにということだと、各事業所どれぐらいの人がそこに通うか、希望されているのかということをお願いいたします。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

実施意向のある事業者につきましては、各事業所、先ほど申したとおり、４事業所、４事業所ありますが、各事業所５名程度、利用されている方でご希望があるというふうにお聞きはしているところです。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 さらに増えたらどうするのかというのが一つあることと、あと、こういう事業を知ったというか、こういうことで、ならうちもということとか、事業所さんとしても、こういうことならうちも拡大、頑張っしょうかなと思ったりというか、そういうことがもし今後起こり得るかと思うんですけど、そういう場合にはどんな対応をされるんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

そうですね、区としましても今回この事業を始めさせていただいて、実施事業者が増えていくということは、夕方の支援、ニーズがあるということは区としても考えておりますので、拡大して行って、事業者がやっていただけるということはいいことだというふうに考えておりま

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。

その場合、今のところお聞きしているところでは、この令和8年度の途中で始められるような事業者は、やはり先ほども申したとおり、人材のこととかで、なかなか急に始めるのは難しいというふうにはお伺いしているところです。だから、9年度以降、もし始められるというところであれば、またご相談いただきながら実施して、こちらとしても対応していくことになるかなというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ぜひそういう角度で広げていただきたいなと思うことが一つと、あとは先ほども言われた、ほおずきさんとか、りんご村さんとかいうかな、この前、総会に参加させていただいた中で、重度の方たちの問題がやはり課題だということが出されていたかと思うんですね。こういうところも含めて、そういう重度の方も受入れができるような計画というのはこれからあるんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

今回やられる事業所においても、受入れ体制さえ整えば受け入れるというか、そういう方がいらっしゃるかはあるですけれども、そういう、できなくはないんですけれども、委員おっしゃるとおり、重度の方等が、なかなかそういう行き場がないというところは区としても課題として認識してございます。現状、明確にどういう対応が取れるかというところは、ちょっと今現在お答えは難しいところなんですけれども、当然考えていきたいというふうに考えてございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 次、検討を広げていただきたいと思うことです。

もう一つですけれども、予算の中で、歳出が5,405万ですかね、ということで出されていますけれども、ケア労働者の今、処遇が非常に問題だということですから、これらが期間が延長した分、準備とかもここに入るということですから、ここでの労働者への加算的なものとか、そういうことはここにも含まれてのことなんですか、この。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

資料記載の、ちょっと委員のお答えに沿うかはあれなんですけれども、対象経費に専門職の配置加算、配置に係る経費というものも対象となっておりますので、そういった人材確保する、事業者が必要であれば、そういった採用をしていただいて、ここで対応できるかというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 より安全に、皆さんが通えるというところをつくっていただきたいと思えます。以上です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 居場所づくり支援というのはすごく大事なことですし、進められていいと思います。

今回の補助率が10分の10ってなっているんですけども、これ上限というのはあるんですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

東京都のほうの補助要項につきまして、基準額、上限額の設定が当然ございますので、そちらの上限範囲内に基づく中において、事業所のかかった経費を区のほうから10分の10を補助させていただくというふうになります。例えばこちら開設準備経費、資料ありますけれど、こちらにつきましては1事業所200万円までというふうな設定がございますので、そういった当然、上限はあるというところでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。

今回、都から4,400万で、歳出が5,400万ということは、1,000万ぐらい負担という形の考えでよろしいのでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、一般財源というか、区の負担で足りない部分は補うということになります。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 これ、都の予算は単年度予算、これから続く、これは全然出ていないですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

東京都に一応事前に確認したところ、令和9年度については行う方向でというようなお話は聞いているところでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 どうしても継続が必要だと思いますので、ただ、これが1事業者が1回で済んじゃうのかというところもちょっと心配なんですけれども、ある程度やはり手を挙げてやっていただける人が出る場合は、しっかりと予算を組んで進めていって、皆さん居場所として活用できるようにしていただければと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、東京都台東区立障害者グループホームこじまの指定管理者の選定について、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 今回の今後の予定のところになるんですが、今回指定管理の協定が令和10年10月で、その前ですね、令和9年1月に開設準備協定締結というのをするんですけども、この1月から令和10年10月までの2年近く、開設準備なので何となく予想がつくんではありますけども、具体的にこの間、この指定管理者は何をするのかということと、あと、この間に何か多分、予算とかも、次で補正とか上がってくるのかと思うんですけども、大体予算額とかいうのは分かるものなんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、開設までまだ時期、期間があるということで、区と事業者、事業候補者になった事業者と、そうですね、開設までにやるべきことをお互い共通認識を持って進めていきたいということで、このような協定を結ばせていただければというふうに思っております。

当然、費用のところについては、お互いどういう内容になるかは今後の協議次第なんですけれども、役割分担で、事業所がやるべきところは事業所が負担する、区が負担するべきところは区が負担するといったところになりますので、その費用の、経費のところも協議次第というところかなというふうに現状、考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

指定管理の協定締結は令和10年10月で、それまでに2年近く開設準備協定というのが期間があるということで、ちょっと分からない、令和7年度からできた東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金というものに当たるんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

こちらの協定につきましては、何か補助金を見込んでこういう協定を結ぶといったことは、現状、今のところ考えていないところです。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 すみません、分かりました。

共通認識というところだったんですけど、もうちょっと具体的に、何か事業としてあればと思ったんですけど、何かありますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎江口尚宏 障害福祉課長 お答えいたします。

特に先ほど来、お話出ています人材確保のところとか、利用者の応募のところですね、そういったところにつきまして、協定を結んで準備をしていくといったことを考えてございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

内容については了承です。

○委員長 よろしいですか。

ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束の指定管理者の選定について、ご質問がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なし。

ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、健康部の補正予算について、健康課長、報告願います。

健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 それでは、本定例会にご提案しております令和8年度補正予算のうち、健康部所管に係る一般会計の補正予算の概要をご説明いたします。

恐れ入ります、資料6をご覧ください。一般会計第2回補正予算の歳出でございます。補正額1億595万6,000円を増額し、補正後の額を118億8,702万5,000円といたします。

内訳でございます。生活衛生課では、住宅宿泊事業事務につきまして、コールセンターの開設及び監督業務の強化のため、3,149万2,000円を増額いたします。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。保健予防課では、予防接種につきまして、75歳以上の方を対象に、高用量インフルエンザワクチンを定期接種として追加するため、5,093万6,000円を増額いたします。また、障害児者の居場所づくり促進として、障害児者の居場所の確保に取り組む事業を支援するため、2,352万8,000円を計上いたします。

補正予算のご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

---

○委員長 次に、高齢者インフルエンザワクチン定期接種における対象ワクチンの追加について、保健予防課長、報告願います。

保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 それでは、健康部報告事項3、高齢者インフルエンザワクチン定期接種における対象ワクチンの追加についてご報告いたします。

資料8をご覧ください。令和8年10月1日から、定期接種で使用するワクチンとして、これまでの標準量インフルエンザワクチンに加え、75歳以上の方を対象に、高用量インフルエンザワクチンが追加されることになりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

定期接種の概要です。表をご覧ください。対象者は、満65歳以上の方など記載のとおりです。その下、これまでのワクチンを標準量ワクチンとして左側に記載しており、こちらについては内容に変更等はありません。今回、新たに追加されるワクチンが右側、高用量ワクチンで、接種日時点で満75歳以上の方が対象となり、満75歳以上の方は標準量と高用量いずれかを選択して接種することになります。接種回数等は記載のとおりです。また、自己負担額については、これまでの定期接種B類疾病に準じて課税世帯の場合は接種費用の半額を区が負担し、4,500円といたします。生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯については、全額を区が負担し、無料といたします。接種場所は、記載のとおりです。

項番2、補正予算額（案）です。高用量ワクチン導入後の経費として5,093万6,000円を追加計上しております。

以下、周知方法、今後の予定については、記載のとおりです。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今回、新しいワクチンということで、これらについての効果は4倍ということですが、副反応とか、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 副反応につきましては、ファクトシートなどで記載がございませぬが、高用量ワクチンは標準量ワクチンよりも局所反応や筋肉痛、発熱、頭痛などの全身性の有害事象が高い傾向にあるが、軽度から中等度の一過性のものが多い。また、重篤な有害事象の発生頻度も標準量ワクチンと同等であり、重大な懸念は認められないというふうに説明されております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ワクチンを打つときに副反応があるのではという方たち、割合多いのかなというふうに思うんですけども、今までのインフルエンザワクチンの接種をした方ですかね、昨年は何人ぐらいで、何%ぐらいだったでしょうか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 令和7年度の接種者は2万3,950人で、接種率としましては53.1%でございました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

やはり肺炎などを引き起こさないためにも大事なことかなというふうに思うところです。ですから、今回さらに効果が高いということも含めましたら、接種率を高めていただくことをぜひお願いしたいと思います。

これと、いいです、後でまた。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 よろしいですか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 じゃあ、ついでにというのはおかしいんですけど、いつもワクチンの時期というか、こういう形でなりますと、先ほどコロナワクチンのこともありましたけれども、コロナワクチンの計画もこれから出されるんでいいんですか。私、質問していなかったんですけど、事前に言っていなかった。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 コロナワクチンにつきましても、インフルエンザワクチンにつきましても、使用するワクチンが菌株の決定というのがこの頃になされて、それに向かって製品が作られて、打つワクチンが出てくるということになりますので、例年そのスケジュールに従って、接種についても10月1日からということが進められております。

○委員長 伊藤委員、よろしいですか。

◆伊藤延子 委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにありますか、大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

---

○委員長 次に、環境清掃部の補正予算について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 それでは、本定例会に提案しております環境清掃部に係る令和8年度第2回一般会計補正予算の概要について報告いたします。

資料9をご覧ください。歳出でございます。補正前の額52億290万5,000円のところ、補正額2,226万8,000円を増額し、補正後の額52億2,517万3,000円とさせていただくものでございます。

歳出の内訳でございます。6月11日の環境・安全安心特別委員会にてご報告させていただきました環境課の喫煙等マナー向上の推進について、たいとうクリーンアップガードの運用開始に伴う委託料の増により、2,226万8,000円を増額するものでございます。

環境清掃部に係る令和8年度第2回一般会計補正予算の概要の報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

理事者からの報告は、以上であります。

---

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

○委員長 これをもちまして、保健福祉委員会を閉会いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 0時00分閉会